

総務財政委員会 令和5年6月19日・20日
--------------------------

総務部 資料1番
----------

所管 人権・男女平等推進課
---------------

## 大田区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

大田区立男女平等推進センターの移転に伴う所在地の変更及び当該施設の管理に関し必要な事項を定めるため。

### 2 改正概要

- (1) 大森北四丁目複合施設への移転に伴い所在地を変更する。
- (2) 大森北四丁目複合施設において男女平等推進センターが所管する施設及び当該施設の使用料を定める。
- (3) その他、大森北四丁目複合施設における男女平等推進センターの管理に必要な規定を整備する。

### 3 施行日

規則で定める日から施行する。

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり